

社会福祉法人萬年青友の会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人萬年青友の会（以下「当法人」という）定款第二一条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員並びに評議員選任・解任委員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものである。

(理事会、評議員会等の出席の報酬)

第2条 理事、評議員及び監事並びに評議員選任・解任委員が、理事会、評議員会及び評議員選任・解任委員会に出席したときは、別表1により報酬及び交通費を支払する。

(当法人職員及び評議員会等の出席の報酬)

第3条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員等報酬は、支給しない。

(業務の報酬)

第4条 理事長が、理事会、評議員会及び評議員選任・解任委員会出席以外で法人及び施設の運営のために、その業務にあたった場合は、別表1により報酬を支払うことができる。

2 評議員、理事及び監事並びに評議員選任・解任委員が、理事会、評議員会及び評議員選任・解任委員会以外で、法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、別表1により報酬及び交通費を支払うことができる。

(公表)

第5条 当法人は、この規定をもって社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第6条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第7条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の決議を経て、別に定めることとする。

付 則

この規程は、平成29年4月1日より施行する。

別表 1
評議員

名 称	報酬日額	交際費	食事等
評議員会への出席	5,000 円	実費弁償	実費弁償
上記の他、法人業務のための出勤	〃	〃	〃

理事

名 称	報酬日額	交際費	食事等
理事会への出席	5,000 円	実費弁償	実費弁償
上記の他、法人業務のための出勤	〃	〃	〃

監事

名 称	報酬日額	交際費	食事等
理事会への出席	5,000 円	実費弁償	実費弁償
上記の他、法人業務のための出勤	〃	〃	〃

評議員専任・解任委員

名 称	報酬日額	交際費	食事等
委員会への出席	5,000 円	実費弁償	実費弁償
上記の他、法人業務のための出勤	〃	〃	〃